

公益社団法人日本サーフィン連盟
役員選出要綱

(目的)

第1条 本要綱は公益社団法人日本サーフィン連盟（以下「連盟」という。）定款（以下「定款」という。）第19条第1項に定める理事、監事（以下「役員」という。）となる候補者の選考について定めることを目的とする。本要綱に従って役員の候補者となった者は、定款第20条第1項の社員総会決議により選任されて初めて役員となる。

(役員選考委員会)

第2条 連盟は役員を選考するために役員選考委員会を置く。

2 役員選考委員は、理事長が以下の者から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

①理事

②監事

③前2号のほか、理事長が委員として適任であると評価した者

3 役員選考委員は、男女両方を含む5名以上10名以下とし、このうち役員はその過半数を超えてはならない。

4 役員選考委員会は、社員総会に諮る役員候補者を推薦し、これを理事会に報告する。

5 委員の任期は、就任の日からその後最初に到来する役員の選任に係る総会の終了時までとする。

(役員の選考基準)

第3条 役員選考委員会は次の各号を参考とし、役員候補者を推挙するものとする。

(1) 理事の候補者のうち 25%以上が有識者を含む外部理事となること。

(2) 理事の候補者のうち 40%以上が女性理事となること。

(3) 役員就任時の年齢が、25歳以上75歳未満であること。

(4) 連盟の目的を達成するために、連盟の活動に理解があり、公正かつ適確な判断を有すること。

(5) サーフィン界の発展に寄与し、先駆者としての資質を有すること。

(6) サーフィン界及びサーフィン愛好者の指導・育成に関し、見識を有すること。

(7) 地域及び地区における役員配置の適正化を考慮すること。

(8) 連盟の業務及び財産に関し、監査等を行うための必要な知識と中立・公正な判断を有すること。

(9) 日常の行動を含め、将来にわたり連盟の名誉を傷つける恐れがないこと。

(10) その他

(継続の制限)

第4条 役員は、在任期間が連続10年を超えてはならない。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。

- (1) 当該役員が在任期間中に国際サーフィン連盟及びアジアサーフィン連盟等の国際スポーツ組織の役職者として就任している場合
- (2) 当該役員の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上及び中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該役員が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があるとの「役員選考委員会」の評価に基づき、役員として選任された場合

(在任期間の満了日)

- 第5条 新たに役員の選任の社員総会の決議があった日から起算し、選任後連続して10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を10年満了とする。
- 2 本要綱の施行日において重任される理事及び監事も同様に前項の起算日を適用し、選任後連続して10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を10年満了とする。

(改廃)

第6条 この要綱の改廃は、理事会の決議をもって行う。

- (附則) 本要綱は、平成22年11月10日より施行する。
- (附則) 本要綱は、平成25年1月15日より施行する。
- (附則) 本要綱は、令和4年10月23日より施行する。
- (附則) 本要綱は、令和5年12月14日より施行する。
(令和5年12月13日理事会承認)
- (附則) 本要綱は、令和6年9月12日より施行する。
(令和6年9月11日理事会承認)